

議案第 2 号

熊本県立教育センター規則等の一部を改正する規則の制定について

このことについて、別紙のとおり制定することとする。

(提案理由)

熊本県立教育センター規則等の一部を改正する規則の制定については、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により、教育委員会に付議する必要があるため。

参考：関係法令条項

- 熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則(平成 20 年熊本県教育委員会規則第 5 号)
 - (委任)
 - 第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。
 - (1) (略)
 - (2) 教育委員会規則及び教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
 - (3)～(25) (略)
 - 2 (略)

規則案の概要

1 規則の名称

熊本県立教育センター規則等の一部を改正する規則

2 制定の必要性

個人情報の保護に関する法律の一部改正並びにこれに伴う熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例の制定及び熊本県個人情報保護条例の廃止により、各規則で引用する個人情報の開示請求等に係る規定を整理する必要がある。

3 内容

- (1) 各規則で引用する熊本県個人情報保護条例の規定を、当該規定と同様の内容を定める個人情報の保護に関する法律の規定に改める。(第1条―第5条関係)
- (2) その他所要の規定の整理を行う。
- (3) この規則は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会規則第 号
熊本県立教育センター規則等の一部を改正する規則
(熊本県立教育センター規則の一部改正)
第1条 熊本県立教育センター規則(昭和46年熊本県教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。
第7条第8号中「熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第19条」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条」に、「個人情報の」を「保有個人情報の」に改める。
(熊本県立装飾古墳館条例施行規則の一部改正)
第2条 熊本県立装飾古墳館条例施行規則(平成3年熊本県教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。
第6条第9号中「熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第19条」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条」に、「個人情報の」を「保有個人情報の」に改める。
(熊本県立青少年の家条例施行規則の一部改正)
第3条 熊本県立青少年の家条例施行規則(平成10年熊本県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。
第7条第9号中「熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第19条」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条」に、「個人情報の」を「保有個人情報の」に改める。
(熊本県立美術館条例施行規則の一部改正)
第4条 熊本県立美術館条例施行規則(平成22年熊本県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。
第6条第1項第11号中「熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第19条」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条」に、「個人情報の」を「保有個人情報の」に改める。
(熊本県教育委員会が保有する行政文書の管理に関する規則の一部改正)
第5条 熊本県教育委員会が保有する行政文書の管理に関する規則(平成24年熊本県教育委員会規則第8号)を次のように改正する。
第4条第1項第5号中「熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第14条」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第76条」に、「第23条」を「第90条」に、「同条例第19条第1項」を「同法第82条第1項」に、「第25条第1項」を「第93条第1項若しくは第2項」に改める。
附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県立教育センター規則(昭和 46 年熊本県教育委員会規則第 18 号)新旧対照表

旧	新
<p>(専決事項) 第 7 条 所長の専決事項は、次のとおりとする。 (1)～(7) (略) (8) <u>熊本県個人情報保護条例(平成 12 年熊本県条例第 66 号)第 19 条の</u> <u>規定による個人情報の開示の請求に対する決定等に関すること。</u> (9)・(10) (略)</p>	<p>(専決事項) 第 7 条 所長の専決事項は、次のとおりとする。 (1)～(7) (略) (8) <u>個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 82 条の</u> <u>規定による保有個人情報の開示の請求に対する決定等に関すること。</u> (9)・(10) (略)</p>

熊本県立装飾古墳館条例施行規則(平成3年熊本県教育委員会規則第20号)新旧対照表

旧	新
<p>(専決事項) 第6条 館長の専決事項は、次のとおりとする。 (1)～(8) (略) (9) <u>熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第19条の規定による個人情報の開示の請求に対する決定等に関すること。</u> (10)・(11) (略)</p>	<p>(専決事項) 第6条 館長の専決事項は、次のとおりとする。 (1)～(8) (略) (9) <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条の規定による保有個人情報の開示の請求に対する決定等に関すること。</u> (10)・(11) (略)</p>

熊本県立青少年の家条例施行規則(平成 10 年熊本県教育委員会規則第 3 号)新旧対照表

旧	新
<p>(専決事項) 第 7 条 所長の専決事項は、次のとおりとする。 (1)～(8) (略) (9) <u>熊本県個人情報保護条例(平成 12 年熊本県条例第 66 号)第 19 条の</u> 規定による<u>個人情報の開示</u>の請求に対する決定等に関すること。 (10)・(11) (略)</p>	<p>(専決事項) 第 7 条 所長の専決事項は、次のとおりとする。 (1)～(8) (略) (9) <u>個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 82 条の</u> 規定による<u>保有個人情報の開示</u>の請求に対する決定等に関すること。 (10)・(11) (略)</p>

熊本県立美術館条例施行規則(平成 22 年熊本県教育委員会規則第 6 号)新旧対照表

旧	新
<p>(専決事項)</p> <p>第 6 条 館長の専決事項は、別に定めるもののほか次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>熊本県個人情報保護条例(平成 12 年熊本県条例第 66 号)第 19 条の規定による個人情報の開示の請求に対する決定等に関すること。</u></p> <p>(12)～(14) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第 6 条 館長の専決事項は、別に定めるもののほか次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 82 条の規定による保有個人情報の開示の請求に対する決定等に関すること。</u></p> <p>(12)～(14) (略)</p> <p>2 (略)</p>

熊本県教育委員会が保有する行政文書の管理に関する規則(平成 24 年熊本県教育委員会規則第 8 号)新旧対照表

旧	新
<p>(保存期間の延長)</p> <p>第 4 条 教育委員会は、条例第 5 条第 4 項の規定により、次の各号に掲げる行政文書ファイル等について保存期間を延長する場合は、当該行政文書ファイル等の区分に応じ、当該各号に定める期間が経過する日までの間、当該行政文書ファイル等を保存しなければならない。この場合において、一の区分に該当する行政文書ファイル等が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、保存しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>熊本県個人情報保護条例(平成 12 年熊本県条例第 66 号)第 14 条の規定による開示請求又は第 23 条の規定による訂正請求があったもの</u> <u>同条例第 19 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 25 条第 1 項の決定の日</u> <u>の翌日から起算して 1 年間</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(保存期間の延長)</p> <p>第 4 条 教育委員会は、条例第 5 条第 4 項の規定により、次の各号に掲げる行政文書ファイル等について保存期間を延長する場合は、当該行政文書ファイル等の区分に応じ、当該各号に定める期間が経過する日までの間、当該行政文書ファイル等を保存しなければならない。この場合において、一の区分に該当する行政文書ファイル等が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、保存しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 76 条の規定による開示請求又は第 90 条の規定による訂正請求があったもの</u> <u>同法第 82 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 93 条第 1 項若しくは第 2 項の決定の日</u> <u>の翌日から起算して 1 年間</u></p> <p>2 (略)</p>